

令和8年1月22日

厚生労働副大臣  
仁木博文様

一般社団法人介護人材政策研究会  
代表理事 天野尊明



## 令和9年度介護報酬改定に向けた地域区分の見直しに係る 特段の配慮措置について（要望）

国家公務員の地域手当について、令和6年8月の人事院勧告で級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直しがされることとなり、令和7年度から段階的に、支給割合の引き上げや引き下げが実施されているところです。

介護報酬について各市町村に適用される級地（地域区分）は原則としてこれに準拠することとされているところ、令和9年度介護報酬改定にあわせて予定される今回の大規模な見直しにより、支給割合が引き下げられることが見込まれる地域では、事実上介護報酬の大幅ダウンとなることから、強い懸念の声があがっています。

例えば、徳島市では現行の区分で7級地（3%）となっているところ、見直し後はその他（0%）となる見込みです。特別養護老人ホーム（100床）では、年額で500万円程度の減収が試算され、高市政権下で進められている「他職種と遜色のない待遇改善」に水を差すばかりでなく、地域介護・福祉の存立基盤が揺らぎかねないものであることから、極めて慎重な対応が求められます。

当該地域区分の見直しについては、社会保障審議会・介護給付費分科会（令和7年12月26日開催）で報告事項として示され、今後、市町村への意向調査（令和8年2～3月）を経て同分科会で議論の上、令和8年の年末頃に決定される予定です。その議論にあたっては、以下についてぜひご検討をいただきたいと要望いたします。

一. 令和9年度介護報酬改定に向けた地域区分の見直しにあたっては、他職種と遜色のない待遇改善に向けた政府の取り組みに水を差すことがないよう、現行の水準を下回る場合には、市町村の判断による経過措置の適用に留まらず、特段の配慮措置を講じていただきたいこと。